

平成28年第7回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成28年8月25日(木)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 森 岡 謙 二	
	委 員 森 下 淑 子	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 嶋 谷 珠 美	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育支援担当課長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	放課後子ども総合プラン推進担当副参事	子どもの未来応援担当副参事	
	子育て施策担当課長	保育課長	
	子ども家庭支援センター所長		

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	68号	平成28年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	69号	東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
3	70号	東京都北区立滝野川第六小学校の国有地の取得について	承認
4	71号	東京都北区立学校の位置変更について	承認
5	72号	東京都北区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則	承認
6	73号	東京都北区立幼稚園教育管理職の業績評定に関する規則の一部を改正する規則	承認
7	74号	東京都北区教育委員会名札着用に関する規程の一部改正	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
8	39号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成28年第7回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成28年8月25日(木) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。
これより、平成28年第7回北区教育委員会臨時会を開会させていただきます。
日程第1、第68号議案「平成28年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)に係る
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」
を議題に供します。
事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

それでは、第68号議案「平成28年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)に係り
ます地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取につい
て」、ご説明申し上げます。

議案書を2枚おめくりいただきまして、最後の3ページをお開きいただきたいと存じ
ます。こちらの第1表が教育委員会に関する部分の歳入歳出予算となっております。

詳細につきましては、別添資料をつけさせていただいておりますので、後ほど、ご説
明をさせていただきます。

まず、教育振興部に係る部分を先に説明させていただきます。後ほど、子ども未来
部に係る部分は子ども未来課長から説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、18款繰入金、2項基金繰入金でございます。お示し
のとおり、補正額といたしまして、1億8,300万円の減額となっております。

次に、その下、歳出でございます。8款教育費、表の右から2行目が補正額でござ
います。まず、1項の教育総務費でございます。こちらが3,486万7,000円の増
額。2項の小学校費で1億8,288万1,000円の増額。3項、中学校費で1億
9,800万円の減額。5項、幼稚園費で320万円の増額、こちらが子ども未来部の
関連予算となります。6項、社会教育費で8,000万円の減額。8款、教育費では、
合わせまして5,705万2,000円の減額補正となっております。

次に、その下、第2表、債務負担行為補正でございます。事項欄の下から2行目、旧
桜田小学校校舎改修及び体育館耐震補強実施設計業務委託です。期間が平成29年度、
限度額が1,715万円です。その下の事項欄、旧滝野川第七小学校解体工事です。期
間が平成29年度、限度額が1億8,300万円でございます。債務負担行為の理由に
つきましては、この後の歳入歳出の説明の中でご説明させていただきます。

それでは、別添の資料になります。A4、1枚の左側に、第68号議案参考資料①と
なっている資料をごらんください。「平成28年度2号補正予算(教育振興部)」のタ
イトルがついております。最初に、歳出の方からご説明させていただきます。歳出を説
明する中で、関連する歳入等の内容も説明させていただきたいと存じます。

まず、歳出の第1項の教育総務費、事務局費の最初でございます(1)職員給与費
3,000万円。こちらは職員数の増による増額補正ということで、今回、幾つかの項
のところでの職員関係の補正がされております。下の表でいいますと、第2項小学校

費の学校管理費の（１）職員給与費、そして、お手数ですが、裏面をごらんください。第３項の中学校費、そして、その下の第６項社会教育費で、それぞれ職員数の増、または減によります補正となっております。

恐れ入ります。１ページ、表面の方にお戻りいただきたいと思っております。歳出のところで、第１項教育総務費の教育指導費でございます。（１）の日本語適応指導員派遣事業費でございます。こちらにつきましては、対象児童を当初２２名で見込んでおりましたところ、学校からは３４名の申請がありましたので、今回の補正計上をしているものでございます。

次に、第２項小学校費、学校管理費、（２）学校施設整備費で５，８６０万３，０００円の補正額となっております。こちらにつきましては、滝野川第六小学校、紅葉小学校の統合新校の校舎改修工事に要する経費となります。

次に、（３）の学校警備委託費で、６０４万８，０００円の補正額です。こちらにつきましては、小学校１１校と十条台小学校温水プールの機械警備装置交換工事費にかかる経費でございます。交換理由ですが、警備会社が利用する電話回線式警備装置のサービスをNTTが停止するため、これをインターネット方式に切りかえるための工事となります。その下、（４）校地取得費で、９，５１７万３，０００円の補正額です。これは滝野川第六小学校国有地の取得に要する経費となります。こちらにつきましては、後ほど、第70号議案の方でご説明させていただきます。

次に、学校施設建設費です。（１）の改築ステーション整備費ですが、７３５万円の補正額となります。こちらは、旧桜田小学校を、今後改築が予定されます小中学校の仮移転先、いわゆる改築ステーションとして整備するための設計委託費でございます。

当初は平成２９年度の業務委託を予定しておりましたが、想定よりボリュームがふえそうであるため、前倒して、今年度と債務負担行為による平成２９年度の２年で実施することといたしました。先ほど議案書でご説明した債務負担行為補正にこの１，７１５万円を計上しております。（２）の特別区立小中学校施設整備費交付金返還金でございますが、７０万７，０００円の補正額となります。こちらは旧滝野川第七小学校取り壊しの財産処分に係る返還金となります。返還金でございますが、施設整備費に東京都から特別区立小中学校施設整備費交付金を受けましたが、制限期間の４７年、これを待たずに取り壊すため、東京都に返還しなければならない金額となっております。

恐れ入りますが、裏面をごらんください。第３項中学校費の学校施設建設費でございます。（１）学校改築事業費で１億８，３００万円の減額補正です。こちらは、当初予算では解体工事と新築工事をそれぞれ別に行う予定でしたが、解体工事中にも一部新築工事に着手できるよう、改めて解体と新築を一本の工事として債務負担行為による工事契約といたしました。初年度である２８年度は前払金のみの支払いとなりまして、不用額を減額するものでございます。よって、１億８，３００万円は、平成２９年度の負担となりますので、先ほどやはり議案書でご説明した債務負担行為補正に計上しております。また、歳入でも同額の減額補正をしているところでございます。

教育振興部に係る説明は以上でございます。

続きまして、子ども未来課長から説明がでございます。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

では、続きまして、子ども未来部関連の補正予算を説明させていただきます。

最初に、議案の方にお戻りいただきまして、議案の3ページをお願いします。議案の3ページの下段の部分です。第2表、債務負担行為の補正の追加で、上の3件、保育園の管理運営費につきまして、5カ年の債務負担行為を設定させていただいております。指定管理者が管理運営を行うに当たりまして、その指定期間及び協定が複数年度にわたることから、債務負担行為を設定するというものでございます。

では、続きまして、第68号議案参考資料の②、平成28年度第2号補正予算、子ども未来部関連を説明させていただきます。

最初に、お手数ですが、裏面の2ページ、歳出から説明させていただければと思います。まず、福祉費になってございます。第4項児童福祉費で、補正総額は4億4,000万円余。今回は保育所の待機児童解消などが中心となっております。なお、27年度の国や都の補助金精算に伴う返還金、こちらが数件計上されてございますが、こちらは説明を省略させていただきます。

では、まず、児童福祉総務費で、まず(1)、こちらは職員数の減に伴う給与費の補正となっております。続きまして、(2)、(3)、(4)、こちらが民間の保育施設を誘致する経費を補正するものでございます。まず、(2)では、私立保育所整備費補助、こちらを新たに1カ所追加で計上するとともに、都の補助金の拡充分、こういったものを反映させていただいております。その下、(3)では、小規模保育所を新たに4カ所、前回の補正と合わせると、合計で10カ所分となっております。それから、(4)では、家庭的保育事業所、こちらを新たに2カ所。こちらも前回の補正と合わせると合計で4施設となっております。それぞれ誘致するための補助金を計上してございます。その下の(5)から(8)、こちらは27年度の国や都からの補助金の精算、こちらに伴う返還金となっております。

続きまして、保育所費で、(1)公立保育園運営委託費です。こちらは区立保育園を指定管理者が管理運営する経費でございますが、国が定めております保育の単価、公定価格という言い方をしておりますが、こちらの変動を踏まえて指定管理料を増額するといったものでございます。

続きまして、児童保育費で、(1)が私立保育所委託費、(2)地域型保育事業費、こちらは、どちらも先ほどの公定価格の変動に伴いまして経費を増額するといった内容でございます。なお、(2)の地域型保育事業費、こちらには小規模保育事業、それから事業所内保育事業、また、家庭的保育事業、こういった事業が含まれてございます。

続きまして、子育て支援費の(1)留守家庭児童対策費です。こちらは、としま若葉小学校の学童クラブ、風の子クラブですが、こちらにつきまして、学童クラブの待機児童解消を図るため、現在の定員40名となっておりますが、こちらを70名に拡大するといった改修工事を行う経費でございます。

続きまして、児童福祉費の最後、児童福祉施設建設費で、(1)の保育所改修費です。まず、1点目が滝野川保育園及び児童館併設の施設でございますが、こちらは都営住宅に併設されてございます。都営住宅全体の外壁の修繕、こちらが行われることから、それに伴う区の負担分を計上するといった内容になってございます。

それから、待機児童対策関連で、二つの案件をこちらに計上してございます。1点目が、ほりふな幼稚園、こちらについて、閉園した後、保育所として活用してまいります。その改修に当たっての実施設設計費を計上しております。それから、もう1点が上十条保育園に併設しております上十条児童館、こちらも年度内で閉館いたしますが、閉館後、保育所として一体的に活用してまいります。そのための改修の実施設設計費を計上するという内容でございます。

続きまして、3ページです。こちらは、教育費で1事業、私立幼稚園関連の補正予算を計上しております。(1)私立幼稚園幼児教育振興費で、こちらは29年4月から、区内の私立幼稚園におきまして長時間の預かり保育を実施するため、その開設準備経費といたしまして1園当たり80万円を補助する経費、こちらを4園分計上するというものでございます。

歳出は以上で、1ページにお戻りいただきまして、歳入になります。まず、第14款国庫支出金、こちらの第1項の国庫負担金、それから下段を見ていただきまして、15款の都支出金の第1項都負担金、こちら、それぞれ公定価格の改定に伴う増額となっております。

続きまして、上段の部分の国庫支出金の第2項の国庫補助金で、こちらでいいますと(1)と(2)、それから下段の都支出金の第2項で都補助金の(1)、こちらにつきましては保育所の待機児童関連の補助金となっております。それぞれに金額が大きく動いてございますが、その要因といたしましては、まず一つが新たな保育所誘致に伴います補助金の増額、それから保育所の整備方式、例えば自己所有型のものから賃貸物件の活用型、こういったことに変更することによって活用する補助金が変わってくるということからの補助金の変更、また、東京都の都補助金の拡充、こういったものがこちらの増減の要因となっているというものでございます。それから、最後、国庫補助金の一番下、(3)、それから、都支出金の下段の(2)子ども・子育て支援整備交付金、こちらはどちらも学童クラブの定員拡大に伴う改修費の補助金となっております。

説明は以上でございます。

なお、待機児童関連につきましては、担当課長から補足の説明がでございます。

子育て施策
担当課長

教育長

清正教育長

子育て施策担当課長

子育て施策
担当課長

では、本日、机上に配付させていただきました、左上に68議案参考資料③と書かれている資料があるかと思います。

保育園待機児童解消に向けた緊急対策ということでございます。

先の第2回定例会などでは、平成28年度中、さらには平成29年4月に向けた緊急対策などをご報告させていただきましたが、今後、平成30年4月に向けた取り組みについても進めていくといったようなこととございます。

2の内容に入っていきます。30年4月に向けた緊急対策の具体的な内容でございます。

(1) 区立上十条保育園では、同じ建物にある上十条児童館が今年度末に閉館予定であることから、そのスペースを活用し、拡張を目指すもので、計34名の定員増を行ってまいります。

(2) です。区立堀船南保育園では、その近くにあり今年度末で休園予定のほりふな幼稚園の園舎を保育園の分園とし、4、5歳の保育を実施することとします。なお、平成29年度は、ほりふな幼稚園の園舎を保育園に転用するための改修とともに、老朽化が進んでおります堀船南保育園の園舎の大規模改修工事も行いたいと考えております。その際、一時的にほりふな幼稚園に子どもを逃がして運営を行うことを考えております。そのようなことから、ほりふな幼稚園については今年度末で閉園とする予定でございます。これによる児童数増は計54名を予定しております。

(3) 旧北区職員豊島寮跡地を活用した私立保育園の誘致です。

こちらの誘致により、今定例会、この後、説明があるわけですが、設置に関する条例の一部改正を提案しております旧清至中学校内の、今、仮称ということですが、王子保育園つぼみ分園ですが、以前の緊急対策について説明する際にも申し上げた通りでございますが、学校跡地としての利活用を進めることなどから、平成29年度末で閉園する予定とすることとします。分園の閉園分、そして、あと、新たな私立園の開設分の差し引きということで、84名の増を見込みます。

(4) 私立認可保育園の誘致でございます。4カ所ほど開設に向けた募集を進め、計240名の増を見込みます。

次のページで、増の見込み数でございます。これは、平成29年4月開設予定園、来年度の開設予定園が1歳児のみの受け入れでスタートし、平成30年4月にはその新規枠を確保することなどによる増を合わせて見込んだ数ということで、計489名といったようなことで考えております。

今後の予定でございます。区立上十条保育園と区立堀船南保育園の拡張などにつきましては、補正予算成立後に設計を進め、平成29年度に工事を実施してまいります。

旧職員寮跡地の誘致につきましては、これから選定を進め、今月中にも事業者を決定したいと考えております。

なお、新園舎の工事につきましては、国の施設整備のための補助金の支給との関係から、平成29年度の工事の実施になる見込みでございます。他の民間施設の募集については、速やかに準備を進め、実施したいと考えております。

次に、下の参考の部分に進みます。先の区議会でお示しいたしました緊急対策などの進捗についてです。計画では、今年度中に237名、29年4月に向けて853名、合計で1,090名といったような数を見込みました。しかし、今年度、特に28年度中の対策でございますが、年度途中にこの職員を新たに確保するという点について、これは区においても、民間においても、当初想定していた以上に大変厳しい状況にありま

して、結果、現在、見込めるところでは64名ばかりということで、計画を大幅に下回る結果となっております。今後、区、民間とも、職員の確保がかなえば、受け入れ数の増等について上向き可能性がございますが、それほど大きな増に結びつけることは困難なのかなと考えております。

一方、平成29年4月、また4月の改修が工事の進捗等から若干7月に伸びるといった見込みの施設も含めると、計画では1,090名という数なのですが、現在、1,031名の確保ができるのかなといった見込みでございます。この1,031名でございますが、これは区の審査等はまだ済んでおりませんが、具体的な相談が寄せられており、手続を踏めば、ある程度、数は見込めるといったものについて含んだ数でございます。

平成29年4月に向けましては、小規模事業等につきましてもまだ幾つかの相談が寄せられておりまして、若干の増も見込めるのかなというふうに考えております。待機児童の状況もかなり厳しいので、今後とも、その29年4月に向けては努力してまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

清正教育長

それでは、説明ありがとうございました。
本件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ただいま、特に反対意見はないようですので、本件につきましては、意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

それでは、ご異議ないと認め、本件は異議なしということに決定いたします。
次に、日程第2、69号議案「東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。
事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第69号議案の説明をさせていただきます。先ほどは予算でございましたが、今度は条例でございます。

議案書を1枚おめくりいただきますと、1ページ、意見聴取の対象になっておりますのが、記書き以下、お示しの三つの条例でございます。

1番及び2番を私が説明し、3番につきましては、保育課長から後ほどご説明申し上げ

げます。

もう1枚おめくりいただきまして、1件目でございます。右側2ページに、区の議案番号第86号議案ということで、東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例という内容でございます。

3ページをごらんいただきたいと存じます。説明欄です。東京都北区立学校の適正配置を推進するため、この条例案を提出いたします。

1枚おめくりいただきまして、5ページをごらんください。こちら、案内図がございますが、滝野川第六小学校及び紅葉小学校を統合いたしまして、現在の紅葉小学校の位置に滝野川紅葉小学校を設置するというものでございます。

恐れ入ります、3ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この条例につきましては、平成29年4月1日からの施行とさせていただきます。

続きまして、6ページ。2件目の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、8ページの説明欄をごらんください。学校医等の公務災害補償に係ります介護補償額等の改定を行うため、この条例案を提出するという趣旨でございます。学校医等の公務災害等に係る規定につきましては、東京都の基準に準拠することとなっております、東京都の条例改正を待ちまして、区の条例を改正するという手順となっております。先般、国の政令改正を踏まえまして、東京都が介護補償の限度額及び他の法律による給付との調整を改定したことから、今回、区の条例を改正させていただくものでございます。

さらに1枚おめくりいただきますと、新旧対照表、こちらが10ページから15ページにわたりましてございますが、上段の改正後のそれぞれの金額及び他の法律による給付との調整率に横線が引いてあるものが、下段の現行に対応いたしまして改正する内容となっております。

7ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この条例につきましては、公布の日から施行するという内容となっております。また、経過措置等も整合性がとれるように規定をさせていただいております。

こちらにつきましては、以上でございます。

次に、保育課長からご説明申し上げます。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

それでは、16ページをごらんください。第88号議案「東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例」でございます。

隣、17ページ、説明欄をごらんください。新設保育所の名称及び位置を規定するため、この条例案を提出いたします。

1枚おめくりいただき、18ページです。王子保育園の後に王子保育園つばみ分園を追加いたします。

位置等でございます。19ページ、参考資料2の①をごらんください。場所につきましては、旧清至中学校の別棟、王子六丁目7番3号でございます。位置については、お示しのとおりとなっております。

また、最後、20ページをごらんください。平面図でございます。こちらの建物は2階建てとなっておりますが、そのうちの1階部分を使用いたしまして、1歳児25名、2歳児25名の定員の保育園を設置するものでございます。なお、先ほど子育て施策担当課長の方からもありましたように、職員の確保がなかなか難しいといったことで、10月の保育園児募集につきましては、1歳児15名ということでスタートさせていただきまして、その後、職員の確保ができ次第、最終的には本年中25名まで1歳児を受け入れ、また、2歳児につきましては今年の1歳児の持ち上がりとなりまして、25名という形になります。

以上、ご説明申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございます。

それでは、3件ありますので、初めに東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、ご質問、ご意見、ありますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、次に、東京都北区立学校の学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、次に、東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例につきまして、ご質問、またはご意見はございますでしょうか。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

申しわけございません。東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例の件ですが、施行期日をご説明するのを忘れてしまい、申しわけございませんでした。

恐れ入ります、17ページでございます。この条例につきましては、平成28年10月1日から施行することといたしまして、準備行為は期日前におきましても行うことができるものとなりました。大変申しわけございませんでした。

清正教育長

わかりました。ご質問、ご意見は特によろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ありがとうございます。
ただいまの件につきまして、3件の条例に対し、特に反対意見はないようですので、本件につきましては意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は異議なしとすることに決定させていただきます。
次に、日程第3、第70号議案「東京都北区立滝野川第六小学校の国有地の取得について」を議題に供します。
事務局から説明をお願いします。

学校改築施設
管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設
管理課長

それでは、70号議案についてご説明をさせていただきます。
表紙を1枚おめくりください。本件に関しましては、滝野川第六小学校と紅葉小学校の統合に伴いまして、滝野川第六小学校の国有地を、跡地の利活用検討に先立って買収するという案件でございます。

2番のところで、取得を行う財産でございますが、今の滝野川第六小学校の敷地のうち、1,138.43平米が国有地となっております。土地購入経費の方は、3にお示しのように、9,517万3,000円程度予定しております。この金額につきましては、今現在、借地権設定がございますので、路線価の3割から4割程度の金額で計算をしております。

順番が前後いたしました。説明欄でございます。滝野川第六小学校は、29年4月1日に統合をいたします。今後、滝野川第六小学校の跡地利活用については、北区において少し時間をかけて検討していくこととなりますが、このまま国有地を借りているままですと検討期間中も借地料が発生してまいります。

今後の検討の自由度を広げる意味でも、今年度中に国有地を買収した上で跡地利活用をしようとするものでございます。

恐れ入ります、次のページをお開きください。買収いたします土地の位置は、滝六小学校の校舎とは反対側、高く坂道に接している方の位置でございます。この青い部分の1,138.43平米を、今回、予定としては29年の2月までに取得したいという案件でございます。

ご説明は以上でございます。審議、よろしく願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

檜垣委員

教育長

清正教育長

檜垣委員

檜垣委員

こういう国有地の購入というときには、区の方から、見積書というか、そういうものを提示して認められる形になるのでしょうか。国とのやりとりを教えていただければと思います。

学校改築施設
管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設
管理課長

ケース・バイ・ケースでございますが、今回の場合には、かなり前から財務省のほうと調整をさせていただきまして、借地料設定が国の制度上どれぐらいの金額を見込めるのかということをお聞きした上で、今の予算計上としては、直近の実売価格、近隣の実売価格に財務省の方から教えていただいた金額を掛けて算出しております。

当然、うちの予算計上の内容は財務省の方にもお伝えしておりますので、おおむねこれに近い金額で国の方の了承が得られるという見通しで説明させていただいているところでございます。

檜垣委員

はい、わかりました。

清正教育長

ほかに、いかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ただいま各委員の意見を伺いますと、本件に対して特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案通り承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。次に、日程第4、第71号議案「東京都北区立学校の位置変更について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

学校支援課長	教育長
清正教育長	学校支援課長
学校支援課長	<p>それでは、第71号議案「東京都北区立学校の位置変更について」、ご説明申し上げます。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、説明欄をごらんください。稲付中学校の位置変更を行うための議案を提出するものでございます。稲付中学校の位置変更につきましては、東京都北区立学校設置条例を改正するために議会に提出する議案に対して、意見聴取として既にご審議いただいておりますが、今回、教育委員会として稲付中学校の位置変更を決定するための事案でございます。</p> <p>平成28年9月1日に東京都北区立稲付中学校の位置を東京都北区赤羽西六丁目1番4号から東京都北区西が丘一丁目12番14号に変更いたします。なお、変更先の住所は旧第三岩淵小学校の場所でございます。</p> <p>ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございます。</p> <p>本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>それでは、特に反対意見がないようですので、本件につきましては、原案通り承認することでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	<p>ご異議ないと認め、本件は原案通り承認することに決定させていただきます。</p> <p>次に、日程第5、第72号議案「東京都北区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
学校支援課長	教育長
清正教育長	学校支援課長
学校支援課長	<p>それでは、第72号議案「東京都北区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。</p> <p>本日、配付の資料になります。</p> <p>3ページをごらんください。説明欄でございます。平成28年4月1日から、入園料をなくしたことによる規定整備及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、</p>

平成25年法律第65号が平成28年4月1日に施行されたこと等に伴う規定整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、5ページ、新旧対照表でございます。下段の現行をごらんください。第14条及び第15条の「入園料並びに入園料及び」の部分削除いたします。

1枚おめくりいただきまして、別添用紙につきましての大きな変更点といたしまして、現在、特別支援の対象とする児童は幼稚園の方では各学級2名までというふうにしてございます。それで、従前の現行の申込用紙も、右側の方になりますが、「特別支援対象児として申し込まれる場合は」というふうに規定してございました。今後、この2名という枠を取り払いまして、それぞれにどのような支援が必要なのか、それに対して合理的配慮が可能なのかどうかということを検討して入園の方を進めていきたいと考えて、右側、改正後でございますが、「特別な支援を必要とする児童として申し込まれる場合は」というふうに文言を改めました。これによって、合理的配慮の観点から入園の方を進めていきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

清正教育長

説明、ありがとうございました。

本件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案通り承認することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案通り承認することに決定させていただきます。

次に、日程第6、第73号議案「東京都北区立幼稚園教育管理職の業績評定に関する規則の一部を改正する規則」及び日程第7、第74号議案「東京都北区教育委員会名札着用に関する規程の一部改正」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、私から、第73号議案及び第74号議案について、一括してご説明申し上げます。

第73号議案及び第74号議案につきましては、今年度の組織改正に伴いまして、次長制が教育振興部と子ども未来部の2部制になりました。そのことに関係いたします規

定の整備ということになります。

本年の第2回教育委員会臨時会において同様の規定整備を行ったところですが、その際に遺漏がございました。申しわけございません。そのため、今回、議案として上程させていただきました。

初めに、第73号議案「東京都北区立幼稚園教育管理職の業績評定に関する規則の一部を改正する規則」をごらんいただきたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、1ページの文末、説明欄でございます。

教育委員会事務局の組織改正に伴う規定整備を行うため、この規則案を提出いたします。

2ページの新旧対照表をごらんください。上段が改正後で、現行が下段でございます。「次長」を「教育振興部長」に改めさせていただいているものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、付則でございます。平成28年4月1日から適用するというものでございます。

次に、第74号議案「東京都北区教育委員会名札着用に関する規程の一部改正」でございます。

1ページの文末の説明欄をごらんください。教育委員会事務局の組織改正に伴う規定整備を行うため、この訓令案を提出するものでございます。

2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。上段が改正後で、現行が下段でございます。「次長」を「所属の部長」に改めさせていただいております。また、この第5条は名札の着用の規定でございます。1号から3号は例外として着用を免除する規定でございます。

3号では、ただし書き以下の文言を追加しておりますが、これは学校及び園に勤務する区職員、具体的には用務主事、あと学校事務局主事でございますが、この職員についても教育振興部長とすると規定するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、付則でございます。平成28年4月1日から適用するというものでございます。

以上、73号議案及び74号議案のご説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。

ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、特に本件に関して反対意見はないようですので、本件については原案通り承認することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、報告事項に移ります。

日程第8、報告第39号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第39号、後援・共催事業について、ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、1ページをお開きください。今回は、記書き以下、名義使用承認報告が7件と事業実績報告が4件でございます。

まず、1件目でございます。事業名が、王子狐の夕すず美2016。主催者が王子狐の夕すず美実行委員会でございます。お示しのとおりの内容で、音無親水公園及び王子駅前(三角)公園、こちらを会場に行われます。

次に、2件目。事業名が、第5回中央大学文化講演会。主催者は、中央大学学会東京北区支部でございます。お示しのとおりの内容で、北とびあ天覧の間を会場に行われます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんいただきたく存じます。3件目でございます。事業名が平成28年度「体育の日」中央記念行事スポーツまつり2016。主催者が独立行政法人日本スポーツ振興センターでございます。お示しのとおりの内容で、味の素ナショナルトレーニングセンターほかを会場に行われます。

次に、4件目でございます。事業名が、日本学校心理士会2016年度大会。主催者が日本学校心理士会2016年度大会準備委員会でございます。お示しのとおりの内容で、東京都成徳大学東京キャンパスを会場に行われます。

次に、5件目でございます。事業名が、租税教室きたつくすウォーク2016。主催者が公益社団法人王子法人会でございます。お示しのとおりの内容で、北とびあ、王子税務署、北都税事務所、中央公園ほかを会場に行われます。

3ページをごらんいただきたく存じます。6件目でございます。事業名が第11回北区環境展。主催者が東京都北区環境展実行委員会でございます。お示しのとおりの内容で、王子小学校を会場に行われます。

最後に、7件目でございます。事業名が北区秋のシンポジウム～しょうらいへのちょうせん～。主催者が公益財団法人東京青年会議所北区委員会でございます。お示しのとおりの内容で、赤羽会館及び赤羽公園の一部を会場に行われます。

1枚おめくりいただきまして、4ページ及び5ページ、こちらが事業実績報告となっております。こちらにつきましては、後ほどご高覧いただきたく存じます。

私からは、以上でございます。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。

ただいまの件につきまして、ご質疑、ご意見はありますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、特になさそうですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、平成28年第7回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。